

## 「利用団体登録申請書」の記入について

2024年12月1日

- (1) この「利用団体登録申請書」は市内すべてのコミュニティセンター、コミュニティ会館で共通のフォーマットであり、自宅のパソコンからダウンロードすることもできます。
- (2) 太線枠内の各項目をご記入下さい。
- (3) 団体名は自由ですが、12文字以内で既存団体と重複しないようにして下さい。既存団体と重複した場合は、団体名の変更をお願いします。
- (4) 団体名のフリガナは漢字以外の英数字などにもふって下さい。  
「A」を「ア」と呼ぶか、「エイ」と呼ぶかで並び順が異なります。
- (5) 会員数は3名以上、会員の過半数が多摩市民（在勤・在学可）であることが必要です。家族だけの団体登録はできません。少なくとも1名は、家族以外のメンバーが入っていることが必要です。
- (6) 中学生以下が過半数の団体、障がい者が過半数の団体は、市に申請して減額団体として承認されれば減額料金（50%）で利用することができます。
- (7) 会員の氏名、住所を明記した会員名簿の提示をお願いします。代表者と連絡者以外の会員の住所は地区名まででも構いません。後日再提示していただくことがありますので大切に保管してください。
- (8) 活動内容を具体的にお書きください。例）絵手紙、楽器演奏、カラオケ、各種ダンスなど
- (9) 会費や入会金、指導者の有無等は、「営利目的団体」かどうかの判断材料となります。
- (10) 虚偽の申告が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (11) 「団体登録申請書」に対する審査があります。新規団体登録の承認には通常2～3日程度の時間を要します。なお、減額申請の場合は1～2週間を要する場合がありますのでご承知おきください。更新については、原則として申請時に判断させていただきます。
- (12) 団体登録の有効期限は当該年度の年度末です。今年度の登録をした団体については、登録時期の如何にかかわらず年度末が有効期限となります。引き続き次年度の利用をする場合は事前に更新をお願いします。

### 団体登録での注意

- (1) 新規の登録また更新は、代表者が来館の上、手続きを行って下さい。  
代表者が多摩市民であることを確認するため、本人確認書類（免許証など）を提示していただきます。多摩市在住でない場合は、在学、在勤を示す身分証明書等をご提示ください。
- (2) 営利目的の団体の登録はお断りしています。
  - ① 不特定多数から参加費を集金するような催しを行う団体
  - ② 指導者や講師が「謝礼」をとる「教室」に類する団体
  - ③ 会費が一定金額を越す団体
- (3) 会員の過半数が中学生以下の児童・生徒であるとして減額団体の登録をしているのに、実際の集まりは大人だけで行うような場合は減額扱いはできません。例えば少年サッカーの団体として減額扱いで登録しているが、親同士で会議や懇親会を行うような場合には、「サッカー父母の会」などとして別途登録し一般団体としてご利用して下さい。
- (4) 貸室を回数制限を超えて、あるいは抽選の確率をあげるためなどの目的で、ほとんど同じメンバーで類似の団体を複数登録することはお断りします。